

連載

IFRS及びIASの解説

第18回



IAS第27号「連結及び個別財務諸表」、
SIC解釈指針第12号「連結－特別目的事業体」、
IAS第28号「関連会社に対する投資」

公認会計士 大澤 栄子 おおさわ えいこ

国際財務報告基準（IFRS）では、「企業集団（グループ）」を報告企業及びその子会社と定義し、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」に準拠して連結財務諸表を作成することを定めている。SIC解釈指針第12号「連結－特別目的事業体」は、特別目的事業体に関する連結の範囲についての指針を提供している。関連会社は、IFRSではグループ外の企業と位置付けられているものの、一般的な投資（配当や価格変動による売却益といった受動的な利得獲得を目的とする投資）と子会社との中間に位置するものとされ、IAS第28号「関連会社に対する投資」でその範囲及び会計処理等が定められている。本稿では、これらの基準書の構成をそれぞれ最初に図で示し、次にこれらの適用及び認識、測定等についての概要を説明し、最後に2008年12月に国際会計基準審議会（IASB）から公表された公開草案第10号（ED10）「連結財務諸表」を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

1. IAS第27号「連結及び個別財務諸表」及びSIC第12号「連結－特別目的事業体」

●基準書の構成

総合的事項

- ・ IAS27の範囲（第1項－第3項）
- ・ 定義（第4項－第8項）
- ・ 連結財務諸表の作成（第9項－第11項）

連結財務諸表の範囲

一般的な企業の場合



IAS27（第12項－第17項）に従う

特別目的事業体の場合



SIC 12に従う

- ・ 論点（第1項－第7項）
- ・ 合意事項（第8項－第10項）及びSPEに対する支配の指標（付録）

連結手続（第18項－第31項）

- ・ 各項目の合算
- ・ 投資と資本の相殺消去
- ・ 非支配持分の識別、損益及びその他の包括利益の親会社株主・非支配持分への帰属
- ・ 内部取引及び内部利益の消去

支配獲得時（IFRS第3号「企業結合」）に従う

支配喪失時（第32項－第37項）

支配の喪失を伴わない持分の増減（第30項－第31項）

個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理（第38項－第40項）

開示（第41項－第43項）

適用日及び移行規定（第44項－第45C項）

1 IAS第27号の範囲

IAS第27号は、連結財務諸表の作成及び表示方法並びに個別財務諸表における子会社等に対する投資の会計処理について規定している。IFRSでは、親会社は連結財務諸表を作成することとされており、個別財務諸表の作成は求めていない¹⁾。しかし自発的あるいは自国の開示規則等に従い、企業が何らかの理由でIFRSに準拠する個別財務諸表を作成する場合には、IAS第27号の該当する規定(第38-40項)に従うことになる。以下本稿では、連結財務諸表に関する規定について説明する。

2 連結財務諸表の作成

親会社は、財務諸表を連結ベースで作成しなければならない。ただし免除規定があり、企業が他の企業の子会社である場合や公開市場で証券等を発行していない場合等、一定の要件を満たすときは連結財務諸表の作成を要しない。

3 連結財務諸表の範囲～一般的な企業の場合

親会社は、すべての子会社を連結財務諸表に含めなければならない。「子会社」は親会社によって「支配」されている企業である。連結の範囲に関する例外規定は設けられていないため、例えば次のような場合でも連結の範囲から除外することはできない。

- ・ 重要でない子会社：「非連結子会社」という概念はない。また、IAS第27号では連結の範囲に関する具体的な重要性の基準はない²⁾。

- ・ ベンチャー・キャピタル企業やミューチュアル・ファンド等が投資企業である場合の子会社：子会社への投資戦略や企業の種類等よりも、子会社を支配しているという事実を重視するとされている。
- ・ その他：一時的な支配や異なる種類の事業を営んでいる場合も、連結の範囲から除外されない。

IAS第27号では、支配の概念により連結の範囲が決定される。他の企業の議決権を50%超有している場合、このような所有が支配を構成していないことが明確に立証される場合を除き、支配が存在すると推定される。過半数未満の場合であっても、他の企業の活動から便益を得るため、その企業の財務及び営業の方針を実質的に支配し得る力(パワー)を有するときには連結の範囲に含める必要がある。IAS第27号では、次頁の図1②のとおり、経営機関を支配する力を有する4つの指標を示している。

また、IAS第27号では現在転換可能な株式ワラント、コールオプション等の潜在的株式を有する場合は、その影響を考慮することとしている。このため、議決権が50%未満であっても、これらを考慮すると過半数となる場合には連結の範囲に含める必要がある。潜在的株式の評価に当たり、経営者の意図又は行使するための財務的能力は考慮してはならないが、それ以外のすべての事実及び状況を考慮しなければならない。このため、他の株主が保有する潜在的議決権に関する情報がオープンでない場合等、必要情報の入手が困難な場合もあり得る。

日本基準も支配基準によることとされており、基本的な考え方は同じである。しかし、日本基準には具体的

的な指針がより多く含まれており、そこから差異が生じる可能性がある。

それぞれの具体的な規定は、要約すると次頁の図1及び図2のとおりである。

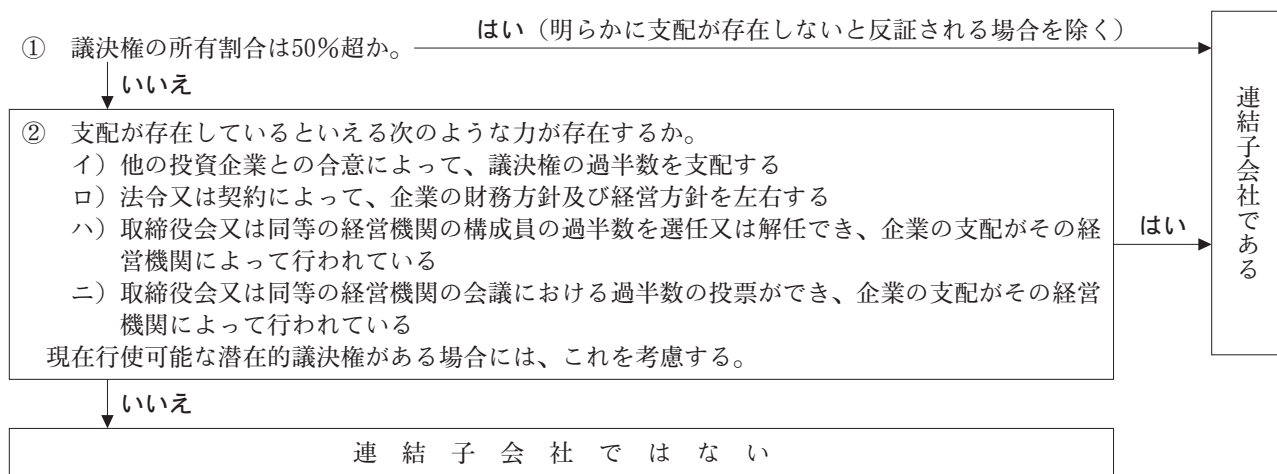
日本基準(図2)の①及び②については、IFRSでは記述がない。このためIFRS上、一時的な支配に該当する場合でも連結に含める必要がある。ただし、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続企業」で規定する売買目的に該当する場合、関連する資産及び負債は売却費用控除後の公正価値で測定され、財政状態計算書(貸借対照表)及び包括利益計算書(損益計算書)上の表示もIFRS第5号に従うことになる。日本基準(図2)の④～⑥についてはIFRSでこのような記述はないものの、40～50%の場合における支配基準の適用はIFRSと類似していると考えられる。しかし、IFRSでは40%という数値基準は存在しないため、40%未満の場合で⑤に該当する場合には、IFRSで連結の範囲に含まれるものであっても、日本基準では含まれない可能性がある。

4 連結財務諸表の範囲～特別目的会社(SPE)の場合

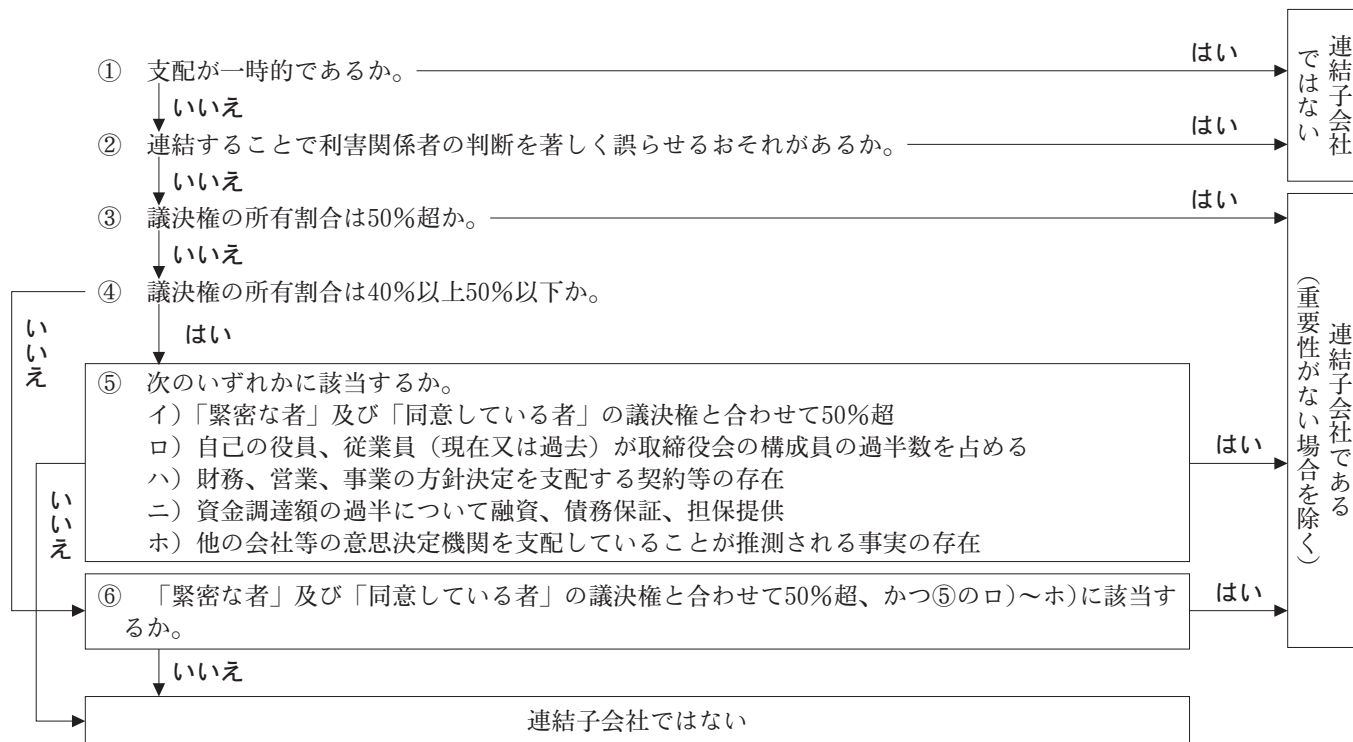
企業はIAS第27号の指標を満たしてはいないが、企業に支配されている媒体を通じて事業を行うことがある。SIC第12号は、IAS第27号の法的又は契約上の権利に基づく支配概念による連結の要否の判断を、リスクと経済価値に基づく判断に代替しており、企業とSPEとの間の関係の実質が、SPEがその企業に支配されていることを示している場合には当該SPEを連結しなければならない。

SIC第12号ではSPEを明確に定義

(図1) IAS第27号における子会社判定



(図2) 日本基準における子会社判定



していない。これは定義してしまうことにより、今後、新たに開発されるストラクチャーに対応できなくなることを懸念した意図的なものである。SIC第12号では、SPEは次の特徴を有するものであると説明している。

- 限定的かつ十分に明確化された目的を達成するために創設される事業体である。
- 法形態としては、会社、信託、

パートナーシップ、法人格のない社団など、さまざまなものが考えられる。

- SPEはマネージメントの意思決定権限に関して制限を課された上で創設されることが多い。例えば、SPEの創設者又はスポンサーしかSPEの経営方針を変更することができない旨を定めた条項が規定される (自動操縦)。

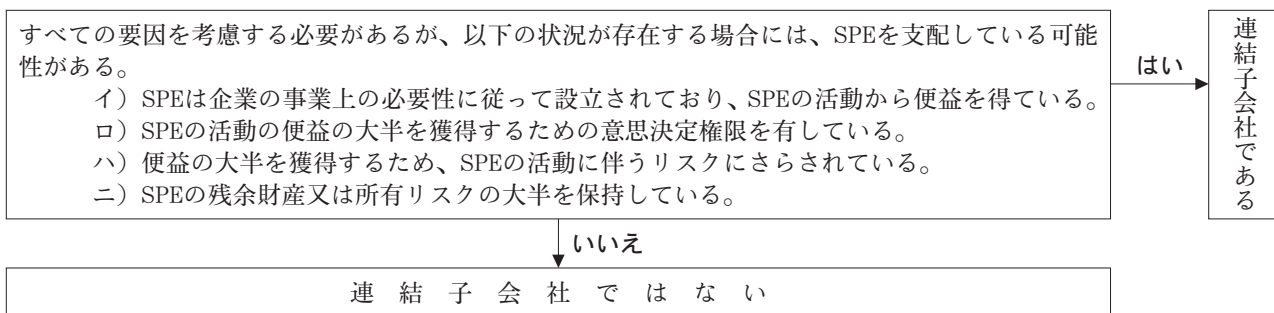
SPEを創設した企業は、スポンサー又は自らのために、SPEに資産の移転等を行い、一方で、他の第三者から資金の提供を受けることがある。SPEに対する受益持分は、例えば、負債性金融商品、資本性金融商品、残存持分等の形式を採り、受益持分の中には単に固定のものもあるが、重要な将来の経済的便益に対する権利もある。多くの場合、創業者やス

ポンサーはSPEの持分をほとんど有していても、将来の重要な経済的便益の権利を保持しており、SPEを実質的に支配している可能性がある。SIC第12号は、企業がSPEを支

配しているかどうかは、それぞれのケースにおける事実判断の問題であるとしており、図3が示す状況が1つあるいは複数存在する場合はSPEを支配している可能性があるとして

いる。SIC第12号の付録にはそれぞれについて追加的な解説及び例が示されているものの、実際の適用に当たっては企業による相当の判断が求められる。

(図3) SIC第12号における子会社判定



5 連結手続

(基本原則)

連結財務諸表は、親会社及びすべての子会社の財務諸表を基礎として作成する。企業はまず、資産、負債、収益、費用についてそれぞれ類似項目ごとに合算する。その後、連結財務諸表が単一の経済的実体としての企業集団に関する財務情報を表示できるように、以下の調整を行う。

- 親会社の各子会社に対する投資の帳簿価額と各子会社の資本のうち親会社の持分相当額を相殺消去する（この結果生じるのれんの会計処理は、IFRS第3号「企業結合」に従う）。
- 報告期間の連結子会社の損益に対する非支配持分を識別する。
- 連結子会社の純資産に対する非支配持分を、親会社の所有持分と区別して識別する。純資産に対する非支配持分は次のものからなる。
 - IFRS第3号「企業結合」に準拠して計算する最初の結合日時点の非支配持分の金額
 - 結合日以後における株主資本

の増減額に対する非支配持分の親会社と非支配株主に配分される純損益及び資本の変動は、現在の所有持分の割合を基準に算定し、潜在的議決権が存在してもその行使等の可能性は反映しない。また、企業集団内の未決済残高、取引高、未実現損益は全額を相殺消去する。

(子会社の欠損)

子会社が債務超過に陥った場合、連結子会社の損失のうち非支配株主に属する部分については、非支配持分に負担させる。経済的単一体説の下では、非支配株主も支配株主と同様にグループに対する資本拠出者として扱われるためであり、株主説に基づき少数株主持分には原則として欠損を負担させない日本基準とは異なる。

(非支配持分の表示)

非支配持分は親会社持分と同様に資本項目とみなされることから、連結財政状態計算書（連結貸借対照表）上、非支配持分は株主資本に親会社持分と区分して表示する。また連結包括利益計算書（連結損益計算書）における当期損益の計算では、非支配株主に帰属する当期損益（少数株

主損益）を控除しない。非支配株主に帰属する当期損益は親会社持分に帰属する当期損益とともに連結包括利益計算書で開示する。

(決算日)

親会社及び子会社の決算日は同一でなければならない。異なる場合、実務上不可能な場合を除き、子会社は親会社の決算日と同じ日付で追加的な財務諸表を作成する必要がある。実務上不可能な場合とは、あらゆる努力を払っても当該規定に準拠できないような状況を指す。なお、実務上不可能な場合には3か月を超えない範囲で異なる日付の財務諸表の利用が認められているが、その期間に生じた重要な取引（外部取引を含む）について調整を行う必要がある。

日本基準では同一であることが望ましいとされているものの、実務上困難な場合も想定されるため、3か月を超えない範囲で決算日の違いは認められている。このため、決算日が相違することに起因する外部取引に関する差異の調整は要求されていない。

(会計方針)

類似の状況における同様の取引及

びその他の事象については、統一の会計方針を用いて連結財務諸表を作成しなければならないとされている。単にIFRSであればよいということではなく、首尾一貫してIFRSに準拠した会計方針がグループ全体に採用されていなければならない。

6 支配の獲得

親会社は支配を獲得した時から喪失した時までを連結対象とする。日本基準で認められているみなし取得日（支配の獲得や喪失が子会社の決算日以外であっても、いずれか近い決算日に行われたとみなす）の規定はない。

支配獲得時の会計処理は、IFRS第3号「企業結合」に規定されている。取得法に基づき、識別可能資産、引受負債及び非支配持分を原則として公正価値で認識する。のれんは以下の①が②を超過する額として測定されるが、廉価取得（いわゆる負ののれん）については直ちに利得として認識する。なお、のれんは償却されないが、少なくとも毎期減損テストを行う。

① 次の合計

- a) 取得日における公正価値で測定される移転された対価
- b) 次のいずれかの方法により測定される非支配持分
 - (ア) 取得日の非支配持分の公正価値
 - (イ) 取得日の識別可能純資産の公正価値に対する非支配持分割合
- c) 取得日における公正価値で測定される、段階的に企業結合が達成された場合の以前から保有していた持分

② 原則として取得日の公正価値で測定される識別可能資産及び引受負債

上記①b)の非支配持分の測定は、会計方針としてではなく、企業結合ごとに選択する。(ア)の方法によると、差額として認識されるのれんには非支配持分に帰属する額が含まれる（いわゆる全部のれん）。

また、①c)の段階取得の場合、以前から保有されていた持分は支配獲得日に公正価値で再測定し、それにより生じる利得及び損失は純利益に認識する。企業が他の企業を支配するようになるという事実は、当該企業の株式を単に追加取得することとは大きく異なる重大な経済事象のため、支配獲得時の公正価値を新たな投資原価とすべきという考え方による。日本基準でも平成20年12月の改正で、同じ方法が採用されている。

7 支配の喪失

支配の喪失に関する会計処理は、IAS第27号に規定されている。支配の喪失は、議決権の減少以外の事由でも起こり得る。また、企業は複数の取決めにより支配を喪失することがあり、以下の場合には複数の取引を単一の取引として会計処理しなければならない可能性がある。

- 同時に取引を行ったか、又は互いの取引を考慮して取引を行った。
- ある全体的な取引効果を達成するために設計された単一の取引を構成している。
- 1つの取決めの発生が少なくとも1つの他の取決めの発生に左右される。
- 1つの取決めは、他の取引とともに考慮した場合には経済的に正

当化される。

支配を喪失した場合には、次の会計処理を行う。

- a) 子会社の資産（のれんを含む）及び負債について、支配喪失日の帳簿価額で認識を中止する。
- b) 非支配持分（非支配持分に帰属するその他の包括利益の内訳項目を含む）について、支配喪失日の帳簿価額で認識を中止する。
- c) 受取対価を支配喪失日現在の公正価値で認識する。
- d) 残存投資（持分が残る場合）を支配喪失日現在の公正価値で認識する。
- e) 生じた差額について、利得又は損失として認識する。

上記b)の子会社に関して計上されているその他の包括利益項目については、子会社の資産及び負債をあたかも親会社が直接処分したかのように処理する。例えば、子会社が有する有価証券がIFRS第39号「金融商品－認識及び測定」に従い、売却可能有価証券に分類され、そこから生じる利得又は損失がその他の包括利益として認識されている場合、親会社が支配を喪失した時点でこの利得又は損失は損益計算書の損益に振り替える。

また、d)の支配喪失時に残存持分がある場合、支配喪失日に残存持分を公正価値で再測定し、それにより生じる利得又は損失を純利益に認識する。これは支配獲得時と同様、親子関係が最早存在しないことは重大な経済事象であるため、支配喪失時の公正価値を新たな投資原価とすべきという考え方による。なお、支配喪失後に関連会社に該当する場合

であっても公正価値で測定し、それが持分法適用時の取得原価となる。

**8 支配の喪失を伴わない
子会社の所有持分の変動**

支配の喪失と伴わない子会社の所有持分の変動の場合、当該取引は資本取引として会計処理する。すなわち、これらの変動に係る利得又は損

失は純利益とは認識せず、親会社の持分に帰属させる。これは非支配持分は資本の独立の構成要素であるという見方と整合している。

(参考) 日本基準との主要な差異

	日本基準 ³	IFRS
連結の範囲 (支配概念)	親会社が他の企業の意思決定機関を支配している場合、当該他の企業に対する支配が存在する。	他の企業の活動からの便益を享受するために、その企業の財務及び営業の方針を左右する力を有する場合に支配が存在する。現在行使又は転換可能な潜在的議決権を考慮する。
連結の範囲 (例外)	支配が一時的な場合等の例外規定がある。	すべての子会社を含める。具体的な例外規定はない。
特別目的事業体 (SPE)	一定の要件を満たす特別目的会社は、子会社に該当しないものと推定する。	企業とSPEとの実質的な関係を検討した結果、支配が存在すると結論付けられる場合にはSPEを連結対象とする。適格要件を満たす場合に連結しなくてよいという規定はない。
子会社の欠損	子会社の欠損の額が、当該子会社の少数株主の負担すべき額を超える場合、当該超過額は親会社の持分に負担させる。	包括利益合計は、非支配持分の残高が借方になるとしても親会社の株主と非支配株主に帰属する。
子会社に対する支配喪失時の残存投資持分の処理	関連会社となる場合は持分法による投資評価額、関連会社にも該当しなくなる場合は個別貸借対照表上の帳簿価額により評価する。また、企業結合による場合には別途関連する基準に従う。	支配を喪失した日における公正価値で評価する。
子会社に対する支配の喪失を伴わない親会社持分の増減	追加取得時は、追加取得した持分と投資額の差額をのれんとする。 持分売却時は、持分減少額と投資減少額の差額を子会社株式売却損益に調整する。時価発行増資等や企業結合などにより持分が増減する場合は、持分の増減額と投資増減額との差額が増加の場合はのれん、減少の場合は持分変動差額として扱う。	資本取引として会計処理する。
少数株主損益の表示	少数株主調整前当期純利益を表示する。	非支配持分(少数株主持分)に帰属する当期損益は当期損益の計算で控除しない。当期損益のうち、親会社の持分に帰属する金額及び非支配持分に帰属する金額を、それぞれ損益計算書の本体に開示する。

2. IAS第28号「関連会社に対する投資」

● 基準書の構成

総合的事項

- ・ IAS28の範囲（第1項）
- ・ 定義（第2項～第12項）
- ・ 重要な影響力（第6項～第10項）
- ・ 持分法（第11項～第12項）

持分法の適用

- ・ 持分法の会計処理（第13項～第30項）
- ・ 減損損失（第31項～第34項）

重要な影響力獲得時（第23項）

重要な影響力喪失時（第18項～第19A項）

個別財務諸表（第35項～第36項）

開示（第37項～第40項）

適用日及び移行規定（第41項～第41C項）

1 IAS第28号の範囲

IAS第28号は、関連会社に対する投資について規定している。ただし、ベンチャー・キャピタル企業やミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び投資連動保険ファンドを含むその他の類似の事業体が保有する投資が、IFRS第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品－認識及び測定」に従い、純損益を通じて公正価値で測定される場合にはIAS第28号は適用されない。これはベンチャー・キャピタル企業等が保有する投資は公正価値に基づき運用されている場合が多く、財務諸表上も公正価値で測定の方がより有用な情報となるためである。ただし、ベンチャー・キャピタル組織等が保有する投資であっても、自己の事業の延長として活動する類似の企業に対する戦略的投資の場合には、IAS第28号に従うことが望ましい。なお、IAS第27号のところでも述べたとおり、これらが

支配に該当する場合には、企業集団が営業活動を行う組織の一部となる点を重視し、連結の範囲から除外することはできない。

2 重要な影響力

重要な影響力とは、被投資企業の財務及び営業の方針を支配することはないが、それらの方針の決定に関与する力をいう。投資会社が被投資会社の議決権の20%以上を保有する場合は反証可能な場合を除き、重要な影響力が生じていると推定される。しかし、例えば以下の場合には、20%超保有していても重要な影響力があるという推定が覆される可能性がある。

- ・ 投資先の取締役会に参加できない。
- ・ 投資先が重要な影響力の行使に反対している。
- ・ タイムリーに投資先の情報を入手することができない。
- ・ 投資先の過半数の議決権を保有

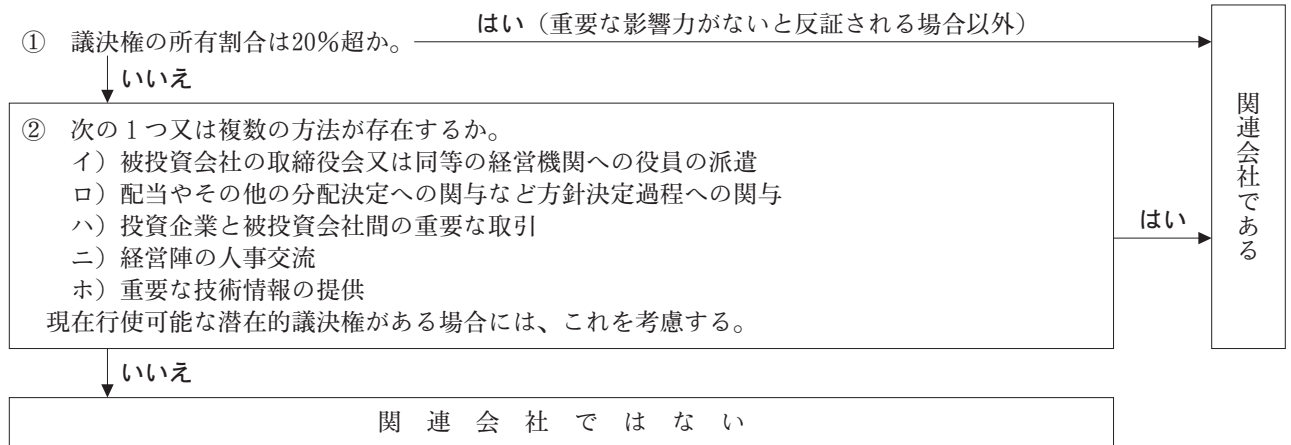
する株主集団が投資企業の意見を無視して経営を行っている。

反対に、20%未満の場合には重要な影響力を与えている明らかな反証がない限り、重要な影響力を有していないと推定される。20%を大幅に下回る場合であっても重要な影響力を行使できると判断できる可能性があるのは、例えば以下の場合である。

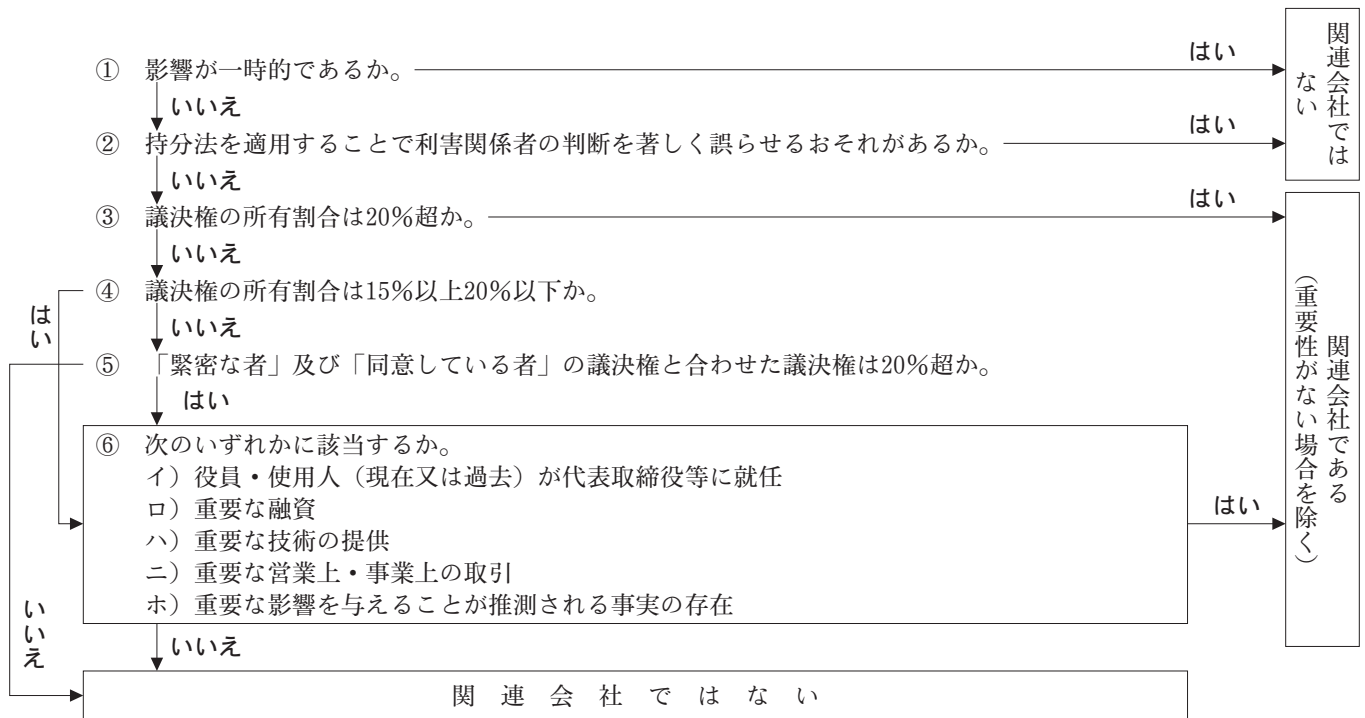
- ・ 投資企業の議決権比率は、投資先のその他のいかなる株主の議決権比率よりはるかに大きい。
- ・ コーポレート・ガバナンスの規定により、投資企業は投資先の取締役会、監督機関若しくは重要な委員会の構成員を任命することができる。
- ・ 投資企業は、重要な財務及び営業上の決定に関する拒否権を有している。ただし、どの方針が重要であるかを決定するためには相当の判断を要する。

重要な影響力の有無については実質的に検討する必要がある、IAS第28号では重要な影響力の存在が証拠

(図4) IAS第28号における関連会社判定



(図5) 日本基準における関連会社判定



付けられる方法として、図4②に掲げた項目を示している。支配の存在の評価の場合と同様に、潜在的議決権を考慮する必要があり、また、議決権比率の変動を伴わずに重要な影響力を獲得、あるいは喪失する場合があります。

日本基準でも関係会社の範囲は重要な影響力基準によることとされており、基本的な考え方は同じである。しかし、日本基準では具体的な指針がより多く含まれており、そこから

差異が生じる可能性がある。両者の具体的な規定は、要約すると図4及び図5のとおりである。

3 持分法の会計処理

関連会社に対する投資は、持分法により処理されなければならない。子会社がなく、連結財務諸表を作成しない場合であっても、関連会社に対する投資には持分法を適用する。ただし、IAS第27号に従って連結財

務諸表の作成を免除される場合や、関連会社に対する投資がIFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業」に従って売却目的保有に分類される場合等には、持分法は適用されない。

持分法とは、被投資会社の純資産及び損益に対する投資会社の持分相当額を認識する方法である。日本基準と基本的に違いはなく、重要な影響力の獲得時に投資を原価で認識し、その後、被投資企業の純資産に対す

る投資企業の持分変動に応じて投資額を修正する。いわゆる一行連結といわれるとおり、純資産及び損益に与える影響は連結の場合と基本的に同一であり、次のような規定が置かれている。

- ・ 持分法の適用は、重要な影響力の獲得時から喪失時まで行う。
- ・ 投資企業の持分に相当する部分の計算には潜在的議決権を含めず、現在の保有比率による。
- ・ 関連会社との間の取引から生じた損益のうち、投資企業に帰属する損益は消去する。
- ・ 決算日が異なる場合は、実務上不可能な場合を除き同じ日付で財務諸表を作成する。
- ・ 会計方針は統一されていない。
- ・ 被投資会社の損益計算書に計上されていない被投資会社の資本の変動により生じる持分の変動、例えば固定資産の再評価額や累積為替換算差額等の変動も調整する必要がある、これらは投資企業の資本の部に直接認識される。

ただし、関連会社が損失を計上しており、関連会社投資の帳簿価額がゼロとなってしまう場合、帳簿価額をゼロに減額し、基本的にそれ以上の損失は認識されない。この点は子会社の場合と扱いが異なるが、これは経済的単一体説の下にあっても、関連会社はグループ外の企業と位置付けられていることによる。

4 重要な影響力の獲得

重要な影響力を獲得し、関連会社に該当することとなった日から、持分法を適用する。投資の取得原価と識別可能純資産の公正価値に対する投資企業の持分相当額との差額（関連会社に対する投資の帳簿価額に含める。のれんの償却は認められない。また、関連会社の識別可能純資産の公正価値に対する投資企業の持分が投資の取得価額を超過する場合（負ののれん）は、直ちに利得として処理される。

5 重要な影響力の喪失

重要な影響力を喪失した場合、持分法の適用を停止し、当該投資が子会社又はジョイント・ベンチャーに該当しない限り、IFRS第9号「金融商品」又はIAS第39号「金融商品－認識と測定」に従って会計処理する。すなわち、関連会社に対する残余の投資がある場合は、これを公正価値で評価する。これは連結の場合と同様に、重要な影響力の喪失は重要な経済的事象とみているためである。

重要な影響力の喪失時に、投資企業は残存投資の公正価値及び投資の一部処分による収入と、影響力を喪失した日現在の帳簿価額との差額を純損益として認識する。投資会社の財務諸表上で当該関連会社に関して認識されているその他の包括利益は、あたかも投資会社が資産及び負債を直接処分したかのように処理する。例えば、関連会社が有する有価証券が、IFRS第39号「金融商品－認識

及び測定」に従い売却可能有価証券に分類され、そこから生じる利得又は損失がその他の包括利益として認識されている場合、投資会社が重要な影響力を喪失した時点で、この利得又は損失は包括利益計算書（損益計算書）の損益に振り替える。また、重要な影響力の喪失を伴わない場合には、投資企業はその他の包括利益に以前に認識した利得又は損失の、比例金額のみを損益に振り替えなければならない。

6 減損損失

投資企業は関連会社に対する純投資の減損について、IAS第39号「金融商品－認識と測定」の規定に従い減損損失を認識するかを判断し、IAS第36号「資産の減損」に従い減損テストを行い、減損損失を認識・測定する。関連会社の帳簿価額の一部を構成するのれんについては、これを個別に区分して減損テストを行うことはせず、投資全体の帳簿価額について回収可能価額と帳簿価額と比較することにより、投資全体を単一の資産として減損テストを行う。IAS第36号では、のれんは少なくとも毎年減損テストを行わなければならない、のれんを除く資産に対する減損損失は回収可能価額が回復した場合に戻入れが要求されるが、のれんについては戻入れが要求されない。しかし、関連会社に関するのれんに対しては、このIAS第36号の規定は適用されない。

(参考) 日本基準との主要な差異

	日本基準 ⁴	IFRS
持分法の範囲	非連結子会社及び関連会社に対する投資について原則として持分法を適用する。	関連会社に対する投資は、持分法によって会計処理する。ただし、ベンチャー・キャピタル組織等が保有する投資に対しては基本的に適用しない。
持分法の範囲 (例外)	影響力が一時的な場合等の例外規定がある。	重要な影響力を有するすべての会社に持分法を適用する。
持分法の適用中止時の残存投資持分の処理	関連会社株式の売却等により関連会社に該当しなくなった場合は、個別貸借対照表上の帳簿価額により評価する。また、企業結合による場合には別途関連する基準に従う。	関連会社ではなくなった時点における公正価値を、IFRS第9号「金融商品」又はIAS第39号「金融商品－認識及び測定」に基づく金融資産としての当初認識時の公正価値とみなす。
ジョイント・ベンチャー	他の関連会社と同様、持分法を適用する。比例連結を導入しないのは、混然一体となっている合併会社の資産、負債等を一律に持分比率で按分して連結財務諸表に計上することは不適切であるとの指摘等を考慮したと説明されている。	IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」の規定に従う。「被共同支配企業」に該当する場合は、以下のいずれかの方法により処理される。 ▶ 比例連結 ⁵ ▶ 持分法

3. 公開草案第10号「連結財務諸表」(ED10)

IAS第27号とSIC第12号を統合し、連結に関する単一の基準を作成するというIASBのプロジェクトの成果物として、2008年12月にED10が公表された。現在のIAS第27号では財務及び経営方針を左右する力を、SIC第12号ではリスクと経済価値を連結の指針としている。ED10では、連結の範囲を支配概念を用いて決定するという現行のアプローチや、支配概念そのものの変更は意図していない。むしろ、すべての事業体に対して単一の連結の指針を提供するために「支配」の定義を見直し、IAS第27号やSIC第12号を適用する際に困難が認められるような特定の状況において、どのように当該定義を適用するかのガイダンスを提供することを目的としている。IASBでは当初、2009年末までに最終的な基準書を公表する予定であったが、2009年10月に米国財務会計基準審議会 (FASB) が本プロジェクトに参加することになり、最終基準書の公表時期が2010年第3四半期に延期されている。

ED10では、「企業は、自らのため

にリターンを生み出すように他の企業の活動を左右する力 (パワー) を有している場合に、報告企業は当該他の企業を支配する」と定義している。当該定義の当然の帰結として、単一の当事者だけが他の企業を支配し得ることになり、また、他の企業のいかなる当事者によっても支配されないような状況もあり得るとされている。

新しい定義は、3つの要素から構成される。1つ目は「他の企業の活動を左右する力」であり、IAS第27号の「他の企業の財務及び経営方針を左右する力」は、「他の企業の活動を左右する力」の一形態にすぎないとされている。これはSPEのような事業体も範囲に含めるためであるが、潜在的には現在よりも多くの企業が対象になる可能性がある。2つ目の「リターン」は、IAS第27号の「便益」から変更したものである。これは利益だけではなく、広く被投資企業の活動により変動する場合を含んでいることを明らかにするためである。3つ目は「他の企業の活動を左右する力」と「リターン」の連

動性を考慮することであるが、これは最大のリターンを得る当事者が、当該他の企業の活動を左右する力を最も有しているという前提に基づくことを明らかにするためである。ED10ではまた、例えば支配について以下を明らかにしている。

- 連結するか否かは継続的なプロセスである (再検討基準は設けない)。
- IAS第27号では、現在行使可能な潜在的議決権を考慮した結果、過半数の議決権を保有できる場合には、当該他の企業を支配しているとされる。ED10では、これだけでは支配を疎明するには不十分とし、他の取引や契約関係等も考慮することとされた。
- 過半数の議決権を保有していなくても当該他の企業を支配する力を持ち得るとし、どのようなケースが該当するのか追加的なガイダンスを提供している。
- 他の株主が承認権や拒否権を保有しているとしても、それらが他の企業の戦略的経営計画及び財務計画を決定するのに支障がない程度

に限定されている場合には当該企業を支配することができるとしている。

- 当事者の代理としてある企業の支配に関与している場合には、代理人は当該企業を支配しているとはいえないことを明らかにし、代理か否かの判断に関するガイダンスを提供している。
- SPEに代わり、組成された企業（ストラクチャード・エンティティ）という用語を導入し、支配の判断で考慮すべき事項に関するガイダンスを提供している。

このように、ED10では、ある企業を支配しているかどうかについて、現在のIAS第27号及びSIC第12号よりもさらに報告企業の判断が要求されることになる。要求される開示も大幅に増える見込みであり、基準化


されると企業はより多くの手続の整備を迫られることになる。

〈注〉

- 1 子会社、関連会社あるいはジョイント・ベンチャーを有する企業が、これらの投資について連結や持分法を適用せず、直接株主持分を基準に会計処理して作成する財務諸表を個別財務諸表という。したがって、子会社あるいは関連会社等を有しない企業の財務諸表は、IFRSでは個別財務諸表とはいわない。
- 2 IFRSでは、実務に配慮した重要性の基準を個別の規定で基本的に定めていない。このため、原則ベースの個々の規定に対する適用の重要性については、一般原則（投資家の意思決定に影響を及ぼすか否

か）に照らして企業が個別に判断しなければならない。

- 3 2008年12月26日公表の「連結財務諸表に関する会計基準(企業会計基準第22号)」の内容を含んでいる。
- 4 2008年12月26日公表の「持分法に関する会計基準(企業会計基準第16号)」の内容を含んでいる。
- 5 2007年9月公表の公開草案第9号「ジョイント・アレンジメント(共同支配契約)」では、比例連結は削除し、持分法に一本化することが提案されている。

	教材コード	J 0 2 0 5 6 0
	研修コード	2 1 0 3 0 2
	履修単位	1単位

あなたの研究成果を『会計・監査ジャーナル』に！

会計・監査ジャーナルは、監査、会計、税務、経営、情報システム、国際業務等の分野で独自の研究を行っている方々の登竜門として、公認会計士、会計士補、教育者、企業等の実務家の方々からの多くの投稿をお待ちしております。研究成果の投稿を希望される方は、次の要領でご投稿ください。

『会計・監査ジャーナル』投稿要領

投稿に際しては、必ず次の要件を満たしてください。

- 投稿は監査、会計、税務、経営、情報システム、国際業務等、会員並びに会員外読者の実務・研究等に有益と思われる論文であることを条件といたします。

会員並びに会員外読者の実務及び業務知識の向上に直接結び付かない分野の投稿原稿は原則として受理いたしません。

- 投稿論文は、1論文8千字以上1万字以内を原則とし、未発表のものに限ります。

提出原稿は、ワープロによる執筆に限ります。当該論文データ（word又はテキスト形式）を格納した3.5インチFDとA4判用紙に印刷したものを同封してください。なお、投稿方法は、EメールとFAXの併用による場合も可とします。

- 論文には、必ず次のものを添付してください。

- ・ 論文要旨（400字程度にまとめたもの）
- ・ 著作物等を含む著者略歴（書式自由）

- 投稿論文は日本公認会計士協会機関誌編集委員会が掲載の可否について審査し、その結果は速やかにご本人にお知らせいたします。なお、何月号に掲載するかについては、機関誌編集委員会にご一任ください。

- 掲載させていただくこととなった投稿論文には、些少ですが謝礼をいたします。

- 掲載させていただいた投稿論文の著作権は日本公認会計士協会に帰属いたします。

- 原稿は原則として返却いたしません。

- 参考・引用文献等は必ず出典を表記してください。

- 投稿論文の送付並びにお問い合わせ先

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

日本公認会計士協会 出版局

（会計・監査ジャーナル担当）

電話：03-3515-1124 FAX：03-5226-3351

E-mail:syuppan@jicpa.or.jp